



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヨ シ ッ ク ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 岡 昌 成  
(コード番号：3221 東証 J A S D A Q ・ 名 証 第 二 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 室 室 長 大 崎 篤 彦  
( TEL. 052-932-8431)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 13 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 30 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

平成27年5月1日に施行される「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員<sup>1</sup>の範囲が変更されることに伴い、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第27条(取締役の責任限定契約)及び第37条(監査役の責任限定契約)の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

変更内容は次のとおりであります。

#### 2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会  (責任限定契約) 第 27 条 当社は会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間で</u> 、同法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 4 2 5 条第 1 項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。	第 4 章 取締役および取締役会  (責任限定契約) 第 27 条 当社は会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間で、同法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 4 2 5 条第 1 項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。
第 5 章 監査役および監査役会  (責任限定契約) 第 37 条 当社は会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間で</u> 、同法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 4 2 5 条第 1 項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。	第 5 章 監査役および監査役会  (責任限定契約) 第 37 条 当社は会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間で</u> 、同法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 4 2 5 条第 1 項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日

以 上